

退艇・譲渡・売買・入替・改造 届出書

糸満フィッシャリーナ指定管理者 殿

令和 年 月 日

下記契約船舶の を予定していますので届出致します。

記

申請者 係留船舶	申請者氏名(法人名)	
	電話番号	
	船舶名	
	船舶検査済票番号	第 号
	駐艇場(浮棧橋)番号	駐艇場・浮棧橋 番号：

※ 該当項目番号を○囲みして質問事項を記入して下さい

1 退艇

(1) 退艇予定年月日： 令和 年 月 日

(2) 退艇後の保管先：

(3) 施設利用料月払い希望の有無： 有 ・ 無

※ 月払いの場合は、年度末で契約は終了し、更新はできません。

2 譲渡・売買

(1) 譲渡・売買予定年月日： 令和 年 月 日

(2) 譲渡・売買の方法： ・個人譲渡(売買) ・業者委託(譲渡・売買)

(3) 施設利用料月払い希望の有無： 有 ・ 無

※ 月払いの場合は、年度末で契約は終了し、更新はできません。

3 入れ替え

(1) 入れ替え予定年月日： 令和 年 月 日

(2) 現在の船舶の状況： 売却・譲渡・廃船・別保管場所へ移動・その他

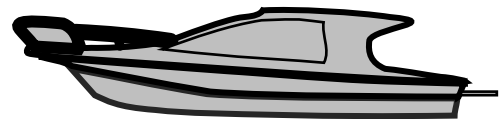
4 改造

(1) 改造場所

ア 船体

イ 船台

(3) 船体改造部位 (該当部位に○囲み)



(2) 時期

令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

整備場所： ・ フィッシャリーナ構内 ・ フィッシャリーナ構外

(整備内容によりフィッシャリーナ構内における作業をお断りする場合があります。)

退艇・譲渡・売買・入替・改造の手順

1 退艇・譲渡・売買・艇の入れ替えをしようと計画なされた場合、速やかに届出をお願いいたします。

2 事前届出のない売買・譲渡・入れ替えは引き続きの施設使用許可は致しません。

3 手 順

(1) 退艇される場合

- ア 届出書の提出をお願いします。
退艇日が決定していなくとも、契約年度内に退艇を予定している方については届出をお願いします。
- イ 退艇日が決まりましたら、事前に連絡をお願いします。
- ウ 退艇日
営業時間内に退艇（職員立ち合いで退艇）
- エ 船舶、台車等付属品すべての撤収をお願いします。

(2) 譲渡・売買の後、契約解除される場合

- ア 届出書の提出をお願いします。
譲渡(売買)先が決定していなくとも、契約年度内に譲渡(売買)を予定している方については届出をお願いします。
- イ 譲渡・売買要領が決まりましたら、連絡をお願いします。
- ウ 新申請者予定者様とフィッシャリーナの面談が必要になりますので日程調整をお願いします。面談終了後フィッシャリーナとの契約に問題がなければ譲渡・売買手続きを進めて下さい。面談後、フィッシャリーナとの契約に問題があるようであれば新申請者様へはフィッシャリーナの施設利用許可はいたしません。
- エ 船舶名義変更等の手続き等を開始
- オ フィッシャリーナへ申請書類等提出後、契約完了（新契約者）

(3) 船舶の入れ替えをする場合

- ア 届出書の提出をお願いします。
入れ替える船舶が決まっていない段階で届出の提出をお願いします。
- イ 現契約場所での船舶の入れ替えのため艇長、艇幅を所定の範囲でお願いします。艇長・艇幅が所定を超える場合は、入れ替えはできません。
- ウ 入れ替える船舶の候補が決まった場合に、全景写真、船舶検査証、船舶検査手帳（表・裏）の写し及び新たな船舶の申請書をご記入のうえFax又は窓口へ提出して下さい。事前に入艇可能の判断資料とさせていただきます。
- エ 艇入れ替えの際は、営業時間内に職員の立ち合いで入艇していただきます。事前の日程調整をして入艇して下さい。計測場所は海上係留は、ビジターバス、陸上はスロブ横の整備場でそれぞれ実測を行い問題がなければ、契約場所へ移動していただきます。